

韓国知的財産ニュース 2018年9月前期

(No. 374)

発行年月日：2018年9月18日

発行：ジェトロソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、9月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 [議員立法] 租税特例制限法一部改正法律案
- 1-2 特許庁、「特許間接侵害改正案」に対する公聴会を開催

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、地域の知的財産政策担当者とのコミュニケーションと協力を強化
- 2-2 未来 IP 活用戦略を逃さないでください!
- 2-3 企業と生徒と一緒に夢見る発明の世界にお越しください!
- 2-4 地域経済の活性化および雇用創出の解決策を知的財産から見出す
- 2-5 特許庁、「出動、特許庁検証団」を10日公開
- 2-6 主な特許審決文、誰でも簡単に確認できる
- 2-7 頭脳が資源である韓国、知的財産を基盤とする雇用創出・革新成長に乗り出す
- 2-8 特許審査官の増員が特許品質の改善につながる
- 2-9 特許庁、知的財産 (IP) を基盤とする起業・投資を活性化するための「IP 創業デモデー」を開催

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 「技術奪取を根絶」... 中小企業ベンチャー部、技術侵害調査の専門人材を採用
- 3-2 特許庁、「米中間の技術覇権戦争と知的財産保護政策」と題する国会政策討論会を9月5日に開催

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 デザイン権利保護はこのように!

その他一般

➤ 5-1 発明者が造船の未来!

法律、制度関連

1-1 租税特例制限法一部改正法律案

議案情報システム (2018.9.6)

議案番号：2015353

提案日：2018.09.06

提案者：自由韓国党 チョン・カビュン（鄭甲潤）議員外9人

<提案理由および主要内容>

現行法は特許などを移転・貸与して発生する所得に対しては、それぞれ法人税などから該当金額の50%、25%を税額控除し、特許などの取得時には取得金額の5%又は10%を税額控除する。

特許権等の取得・移転・貸与などの技術取引は休眠特許など、事業化せずに死蔵される技術の活用を促進し、中小企業の劣悪な研究開発要件を補完して技術競争力を向上させることができる手段になるため、租税特例を付与してこれを奨励する必要があるが、上記規定は2018年末で終了する予定である。

そこで、特許権等の取得・移転・貸与などの技術取引に対する租税特例の日没期限を2021年12月31日までに3年間延長することで、知的財産の活用を促進し、中小企業などの技術競争力を向上させるためである（(案)第12条）。

1-2 特許庁、「特許間接侵害改正案」に対する公聴会を開催

韓国特許庁 (2018.9.3)

- 1973年以来、間接侵害規定を大幅に改正、3Dプリンティングのデータ転送も保護 -

韓国特許庁は、特許侵害規定改正案に対する公聴会を9月5日（14:00～16:30）、韓国知識財産センター（19階、国際会議室）で開催すると発表した。

今回の公聴会の主な内容は、特許保護の実効性を高め、デジタル・ネットワーク環境で新たに登場する侵害の種類に柔軟に対応する間接侵害改正案となっている。

韓国をはじめ、ほとんどの国は特許権者の許諾なしで特許発明の技術をそのまま実施する行為を直接侵害と位置づけ、禁止している。特に、直接侵害ではないが、特許発明の

主要部品を生産して特許発明製品全体への直接侵害になりかねない行為についても間接侵害と位置づけ、禁止することで、特許制度の実効性を高めている。

これまで米国、欧州、日本などは産業環境の変化に応じ、間接侵害の範囲を拡大（*）し続けてきた。

- *①欧米は初期には特許侵害に使われる部品の専用性（特許発明以外の用途の有無）が重要な基準であったが、徐々に特許発明以外の用途を有する部品にも間接侵害を適用
- ②日本は特許発明にのみ使われる物にのみ適用していた（1959年）が、特許発明以外の用途を有する物・プログラムにも適用（2002年）し、侵害品所持行為にも適用（2006年）

一方、韓国は1973年に設けた間接侵害規定をこれまで維持しており、主要国に比べて特許権者の保護が不十分との批判があった。

例えば、現在の間接侵害規定は「特許発明の生産にのみ使われる物」、つまり専用物を対象にするため、侵害訴訟でその物が特許発明を作る目的のみで使われることを証明することが困難であった。

さらに、間接侵害の対象を「物」に限定しており、特許製品に対する「3Dプリンティングデータ」が無断で転送されても、特許として保護されるには限界があり、第4次産業革命の時代に適合していない面があった。

今回の間接侵害改正案は、専用物でなくても間接侵害の適用対象とすることを可能にする。ただし、無分別な適用を防ぐために「中核部品に限定」し、「特許発明に使われることを知っている場合のみ適用」することにした。

また、特許発明に「使われることを知りながら」特許製品の「3Dプリンティングデータ」を、情報通信網を通して提供する行為について侵害と位置づけ、デジタル・ネットワーク環境で実効性のある特許保護を可能にした。

特に、直接、部品などを生産しなくても、「特許発明であることを知りながら」その実施を誘導する行為を侵害と位置づけ、様々な形で現れる特許侵害の種類に柔軟に対応できるようにしたことに注目すべきである。

公聴会には法曹界、企業の特許担当者、教授、弁理士などの特許関係者が参加し、活発な議論を行う予定であり、事前登録せずに誰でも参加できる。

特許庁特許審査企画局長は「今回の改正は、特許権者の保護強化の一環として行われるものであり、1973年に設けられた間接侵害規定を大幅に改正する」とし、「産業界などに及ぼす影響が大きいため、懇談会、公聴会を行い、意見を集約するなどして最終案を確定する予定だ」と述べた。

関係機関の動き

2-1 特許庁、地域の知的財産政策担当者とのコミュニケーションと協力を強化

韓国特許庁 (2018.9.3)

- 第10回地域知的財産政策協議会を開催 -

韓国特許庁は、地域の知的財産政策を効果的に推進するために8月30日(木曜)から二日間、済州フェニックスで「第10回地域知的財産政策協議会」を開催した。

2013年から定期的に推進してきた政策協議会では、特許庁と17の広域自治体の知的財産業務担当者が一堂に会し、地域の知的財産の発展策について議論する。

今回の政策協議会には、自治体の知的財産政策担当者、地域知識財産センターを統括する各地域の知識財産センター長など、地域の知的財産専門家70人が参加した。政策協議会では知的財産創出への支援と創業促進事業(*)の成果を共有し、地域の知的財産を活性化するためのコミュニケーションと協力を強化する方策について議論した。

*地域の知的財産創出促進および知的財産を基盤とする起業を活性化するために、2004年から自治体と共同で27の地域知識財産センター(RIPC)を運営

特に、地域知識財産センターの効率的な運営方法、地域の知的財産発展の方向、知的財産を基盤とする起業を活性化する方法など、地域の知的財産を活用した地方政府の経済発展について議論した。また、地域の知的財産政策の策定および執行における問題点を共有し、その問題解決も図った。

さらに、起業・ベンチャー企業の革新的な成長の土台ともいえる知的財産を活用した技術経営方法に対する特別講演を行い、自治体が保有する知的財産権に共通する管理シス

テム作りおよび京畿道の優秀事例を共有した。自治体が保有する特許の効果的な管理や活用策に対する講演、知的財産を基盤とする地域の成長方法についても意見を交わした。

特許庁次長は「第4次産業革命時代に地域企業が革新成長を遂げるためには、知的財産が非常に重要だ」とし、「地域企業の成長を後押しするために、自治体は地域住民の立場に立って必要な知的財産政策を積極的に発掘し、主導的な役割を果たしていくことが欠かせない」と述べた。

2-2 未来 IP 活用戦略を逃さないください!

韓国特許庁 (2018.9.5)

- PATINEX 2018 (第14回国際特許情報博覧会) を開催-

韓国特許庁はイノベーション企業の特許情報活用戦略を共有し、IP 情報サービス産業を育成するために、9月6日(木曜)から7日(金曜)までの二日間、ソウル・インペリアルパレスホテル(ソウル市江南区)で「PATINEX 2018 (国際特許情報博覧会)」を開催する。

今年で14回目を迎える PATINEX (PATent INformation EXpo) は、全世界の特許情報専門家の発表と討論で行われる「カンファレンス」と、特許情報サービス企業のさまざまな製品を経験することができる「展示会」で構成される韓国最大規模の特許情報博覧会である。

「未来をリードするための知的財産戦略」というテーマの下で行われる今年のイベントでは、人工知能、ビッグデータなどの将来の新技术を活用した知的財産の創出や保護、活用戦略について議論する。

初日の9月6日には自動運転車に関する特許出願をリードするボッシュ (Bosch) と、ブロックチェーン、人工知能へと事業領域を拡大するオラクル (Oracle) などの新技术分野における知的財産活用戦略に対する講演とパネルディスカッションを行う。

二日目の9月7日には中国の最大手 IT 企業であるテンセント (Tencent)、韓国電子通信研究院 (ETRI)、世界知的所有権機関 (WIPO) による人工知能などの新技术を適用した出願および審査戦略を紹介する。同時にビッグデータ、AI の創作物などをめぐる紛争の動向、事例などに関する踏み込んだ講演も行う。

イベント参加者は展示ブースを設けた WIPS、LexisNexis、Wert Intelligence、Ltube、BIAEN などのスタートアップを含む国内外の 20 以上の特許情報サービス企業や機関の多彩な特許情報サービスを楽しむことができる。また、五庁（韓国、米国、欧州、日本、中国の特許庁）および WIPO が運営する展示ブースとワークショップからも特許情報活用政策を調べることができる。

特許庁情報顧客支援局の局長は「特許は論文や他の技術文献では得られない、最新技術の詳細な内容を含む宝庫だ」とし、「このイベントで韓国企業が国内外のイノベーション企業の特許情報活用戦略を理解し、それを適用することができる良い機会になることを期待している」と述べた。

詳細については、PATINEX のウェブサイト (www.kipi.or.kr/patinex/index.do) で確認できる。

2-3 企業と生徒と一緒に夢見る発明の世界にお越しください!

韓国特許庁 (2018.9.6)

- 特許庁、「発明・特許特性化高校の産学協力職務発明統合展」開催 -

特許庁が主催し、韓国発明振興会と発明・特許特性化高校（*）6校が主管して開催する「2018 発明・特許特性化高校の産学協力職務発明（**）統合展覧会」が 9 月 6 日（木曜）から 7 日（金曜）までの二日間、済州道の西帰浦産業科学高校で開催される。

* 発明・特許教育を実施して革新成長と第 4 次産業革命を主導する、就職力と起業力を備えた人材育成を目指し、特許庁が 2008 年から支援する高校を指す。現在、6校を運営中（未来産業科学高校（ソウル）、大洗発明科学高校（釜山）、光州自然科学高校（光州）、三一工業高校（京畿道）、光陽ハイテック高校（全羅南道）、西帰浦工業科学高校（済州道））

** 発明・特許特性化高校が地域企業と連携し、企業が提示した産業現場の課題について生徒がチームを組んで解決し、発明品製作、知的財産権の出願につなげる職務発明体験プログラム

今回の展示会では各発明・特許特性化高校が運営してきた職務発明プログラムの成果が発表される。「海藻類を大量生産することで、海の砂漠化を防止することができる『海藻

類生命揺籃』(西帰浦工業科学高校生)、「松葉杖の保管と移動が便利になる『折りたたみ式松葉杖』(未来産業科学高校生)」をはじめ、発明品 60 点が展示される。

他にも発明創造体験館、発明就職サークル博覧会などを運営することで、地域内の中学生の発明教育に対する認識を向上させ、新入生のための進路相談会も行われる予定である。

特許庁産業財産政策局の局長は「今回の展示会が、第 4 次産業革命時代の主役になる発明・特許特性化高校生の優秀な成果を共有し、発明教育が拡大する契機になることを期待している」と述べた。

2-4 地域経済の活性化および雇用創出の解決策を知的財産から見出す

韓国特許庁 (2018. 9. 10)

- 全国 8 地域で「地域知的財産フェスティバル」開催-

韓国特許庁は知的財産による地域経済の活性化および雇用創出のために、11 日 (火曜) から全国 8 地域で「地域知的財産フェスティバル」を開催すると発表した。

*蔚山 (9. 11)、江原 (10. 10)、釜山 (10. 16)、済州 (10. 19)、全羅南道 (10. 25)、慶尚北道 (10. 31)、慶尚南道 (11. 9)、仁川 (11. 22)

地域知的財産フェスティバルは国民とともに楽しむ地域知的財産フェスティバルである。フェスティバルでは知的財産に対する国民の理解を高めるために、さまざまな展示・体験イベントのほか、地域別の多彩なイベントを展開する。

また、地域経済の活性化および雇用創出につながる知的財産を基盤とする起業、企業の成長事例を共有する。さらに、求職者と企業との出会いの場を設け、求職者は優秀企業の担当者と相談し、企業は優秀な人材を確保することができるようになる。

今年初のイベントである「蔚山知的財産フェスティバル」は、11 日から二日間、蔚山大学国際館で開催される。

このイベントでは、蔚山地域の起業関連機関と大学 (*) の支援を受けて起業するアイテムの具体化に成功した優秀な発明のアイデア製品を展示し、地域企業からの投資を誘致するための企業説明会 (IR)、技術取引を後押しする専門家相談室などを行う。

* 蔚山知識財産センター、蔚山創造経済イノベーションセンター、蔚山大学創業支援団、蔚山科学技術院

また、蔚山地域の優秀な IP 企業、R&D 企業、特許法律事務所などが参加する採用イベントをはじめ、職業適性検査、履歴書・面接コンサルティング、イメージクリニック（面接の髪型、メイクなど）などの就職支援サービスを行う。

この他3回、起業に失敗したが結局成功した蔚山大学4年生と、中国電子商取引企業（EC）最大手、アリババの公式パートナーの代表がグローバルマーケティングに関する特別講演も行われる。

特許庁次長は「地域住民は地域知的財産フェスティバルで、第4次産業革命と革新成長に欠かせない知的財産を体験し感じることができるだろう」とし、「今後も特許庁は、地域の優秀な発明のアイデア製品を広く発信し、地域企業の成長を支援するとともに、地域の優秀企業による良質の雇用が生まれるよう、取り組んでいきたい」と述べた。

2-5 特許庁、「出勤、特許庁検証団」を10日公開

韓国特許庁（2018.9.10）

韓国特許庁は発明特許に対する国民の認識を向上させるために、新たに制作するソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）のコンテンツ、「出勤、特許庁検証団」第1話を10日、公開すると発表した。

このコンテンツは国民なら誰でもネタを提供することができる。「発明特許、科学、実験を融合した実験カメラ」の形となり、特許庁のユーチューブ（YouTube）とフェイスブック（Facebook）などで公開される予定である。

国民が日常生活で感じた疑問や好奇心を特許庁が運営するフェイスブックに投稿すると、特許庁検証団が実験などを行い、専門家とのインタビューで科学的原理を調べる。

7月からの投稿件数は400件余り。「熱い食べ物を食べると、本当に涼しくなる?」、「ジェットコースターに乗って叫ぶと、怖くならない?」、「目を閉じて、コーラとサイダーの区別がつく?」、「目薬を入れる時は、なぜ口を開けなければいけない?」などである。

3日に撮影を始めた第1話、「以熱治熱の検証編」では、ユーチューブ・コンテンツ・クリエーター（youtuber）である「怪しい奴ら」が検証団として活躍している。

ユーチューブで人気を集めている「怪しい奴ら」はサンデー（人名）とヨンウ（人名）が出演する実験カメラの動画を載せており、加入者は約 62 万人、再生回数は平均 100 万を超える。

特許庁スポークスマンは、「創造的なアイデアと好奇心は個人と国家の競争力になるだけに、国民が日常生活で感じる疑問を解決し、発明特許に対する興味や関心と呼び起こすために、『出勤、特許庁検証団』を企画した」と述べた。

「出勤、特許庁検証団」は、毎週金曜日の午後 4 時、特許庁が運営するユーチューブなどで公開される。検証してほしいものがある方は特許庁の SNS に気軽に投稿を！投稿者を対象に抽選を行い、所定の商品を支給する。

2-6 主な特許審決文、誰でも簡単に確認できる

韓国特許庁（2018.9.11）

- 特許審判院、主要審決文のメールリングサービスを導入 -

韓国特許審判は社会問題になった審判事件などの主要審決文のメールリングサービスを 9 月から開始すると発表した。

これまでは特許情報ネット (www.kipris.or.kr) にアクセスし、審決文を確認してきた。しかし、これからは特許審判院のウェブサイト (www.kipo.go.kr/ipt) でメールリングサービスを申し込めば、主要審決文を電子メールで受け取ることができる。

現在、ウェブサイトに 50 件あまりの主要審決文が公開されており、特許審判院は主要審決文を毎日更新し、メールを配信する。

特許審判院は 2002 年から未公開特許を除き、全ての審決文を公開している。特許、商標、デザインの審決文を読んでもらえば、審判請求前に審判情報を十分に得ることができるためである。

また、より簡単な審判資料探しのために、特許審判院のウェブサイトを改編した。まず、審判院の発刊資料については審判規則、審判対応要領、主要審決文などをテーマ別に分け、オンラインでもダウンロードできるように、電子書籍（e-book）のファイルを添付した。次に審判案内、サイバー民願（オンライン苦情相談）、審判照会、特許審判院の紹

介など、さまざまなタブメニューがあるため、いつでもオンラインでお問い合わせが可能である。

特許審判院長は「特許事件に対する正確な審判、審決文へのアクセス向上など、国民中心の特許審判サービスを提供することができるよう、力を入れていきたい」と述べた。

2-7 頭脳が資源である韓国、知的財産を基盤とする雇用創出・革新成長に乗り出す

韓国特許庁 (2018.9.11)

- 知的財産分野で1万1,000人の直接雇用、3万5,000人の間接雇用を目指す -

無形の経済の時代における核心成長エンジンである知的財産分野で良質の雇用創出を拡大する方策を推進する。

韓国特許庁は9月11日(火曜)07:30~09:00、韓国プレスセンターで開催された第7回雇用委員会で「知的財産(IP)を基盤とする民間主導の雇用創出対策」について報告した。

韓国は世界4位の知財大国(特許出願件数基準で、年間約20万件)であり、特許、デザインなどの知的財産を雇用創出・革新成長に積極的に活用するために、今回の対策を講じた。

米商務省、欧州連合知的財産庁(EU IPO)などによると、知的財産権集約型産業(1人当たりの知的財産権の数が全産業の平均以上の産業)の雇用割合は米国18.2%、EU27.8%、韓国17.9%に達しており、賃金水準も非集約型産業に比べて40~50%高くなっている。また、特許を保有するスタートアップの成功率はそうでないスタートアップの2倍になるなど、知的財産は企業の成長や起業の成功、良質の雇用創出において重要な役割を果たしている。

特許庁は今回の対策を実施し、2022年までに知的財産分野で1万1,000人の直接雇用、企業の成長に伴う3万5,000人の間接雇用創出を目指し、4つの戦略を推進する。

I. 知的財産分野の若手人材を養成し、雇用創出を拡大する。

- ・学生 - 大学 - 企業が三者協定を締結し、大学は知的財産教育を実施し、企業は資格を取得するなど、一定の条件を満たした学生を採用する、「就職連携型知的財産人材育成事業」を展開して 2022 年までに 6,200 人の雇用を創出する。

現在、3 つの自治体（大田、江原道、釜山）とその地域の大学、企業などと協力して事業を行っているが、これを 2022 年までに全国に拡大する。

- ・現在、教育部の指定を受けた発明・特性化高校は 6 校あるが、これを 2022 年までに 12 校に拡大し、発明・特性化高校生向けの知的財産教育と企業連携就職プログラム(*)を運営し、高卒採用 2,100 人を計画している。

*生徒は協力企業の課題を解決するとともに発明品を製作し、企業は生徒を採用する

- ・知的財産教育先導大学の運営拡大（16 校→2022 年 57 校）、知的財産教育先導高校（2022 年までに 200 校を新規指定）の運営開始など、大学・高校の教育課程に知的財産を編成し、教員養成を支援するなどして知的財産の若手人材育成システムを強化する。

- ・教育環境に恵まれていない青少年向けの発明教育も拡大する。現在運営している発明教育センターを拡大（201 カ所→231 カ所）し、地域の児童教育専門人材を補充するとともに、全国 5 つの広域拠点に発明教育統合支援センターを新設して 400 人の雇用を創出する。

*（発明教育センター）個々の学校を中心に、小規模な発明教育課程を実施
（発明教育統合支援センター）発明体験館、教育機材、教員向け研修など体系的な支援を実施

II. 知的財産サービス業(*)の成長を支援し、雇用を拡大する。

*知的財産情報の調査・分析（IP 情報サービス会社）、知的財産の出願および登録代理（弁理士など）、知的財産の価値評価・取引・翻訳・経営コンサルティングなど、知的財産関連サービスを提供する業種

- ・2022 年までに政府が発注する特許先行技術調査に占める民間のシェアを 32%から 50%以上に引き上げて民間市場を拡大し、特許分析関連で 200 人の雇用を創出する。

- ・公共資源およびデータを開放し、新事業創出・海外進出も支援する。政府で運営する SMART3 評価モデル（*）の海外サービスを開発し、多数の知的財産サービス業者がそれを活用して海外に進出できるように支援する計画である。

*韓国、米国、欧州の特許情報を抽出し、質的評価（9 等級）・分析情報を提供するオンラインシステムであり、2010 年 4 月から 2017 年 12 月まで 66 万件を利用（2011 年 3 万件→2017 年 13 万件へと需要増加）

AI 学習用の IP データ、審査文献などの付加価値の高い知的財産データをさらに開放（90 種→115 種）し、起業家、起業したばかりの会社（初期段階）などを対象に知的財産データを無償で提供する「IP データギフト制度」も拡大（*）し、新事業への進出を支援する。

*資格条件の緩和（3 年以内→7 年以内の起業家）、無償提供期間（3 年→5 年）の拡大（2018 年）

- ・未就職卒業者、R&D 退職人材などを知的財産調査・分析の専門人材として育成し、2022 年までに知的財産サービス関連企業と提携して 1,000 人を採用する。

Ⅲ. スタートアップ・中小企業の IP を基盤とする革新成長を促進する。

- ・K-ユニコーン企業 8 社の排出を目的に、有望なスタートアップを選定して知的財産の創出・保護・活用をフルパッケージで支援（*）し、知的財産を基盤とするスタートアップおよびアクセラレーターに投資するファンドを 150 億ウォン規模で運営（2019 年から）する。

*国内外 IP の権利化、特許調査・分析、特許技術価値評価、技術移転（ライセンス）仲介など

- ・中小・ベンチャー企業の知的財産ベースの成長を支援するために、母胎ファンド（fund of funds）および民間資金で 2022 年まで 8,000 億ウォン規模の IP ベースの中小・ベンチャー企業投資ファンドを造成・投資し、5,600 人の雇用を創出する。

- ・中小・ベンチャー企業が知的財産を担保に事業資金の融資を受けられるよう、技術価値評価への支援を拡大（年間 450 件→2022 年 2,000 件）し、融資後、担保に問題があ

ることが明らかになれば、その担保を買取・収益化する回収支援システムも導入（*）するなどして、IP 金融を活性化していく計画である。

* 発明振興法に法的根拠を設けた（2019 年）後、政府・銀行による共同拠出を推進（2020 年）

・中小・ベンチャー企業が共同で資金を積み立てて海外出願や IP 紛争に巻き込まれた際、必要資金を借りる特許共済事業も運営（2019 年から）する。2025 年までに 2 万 6,000 社を登録し、5,000 億ウォン規模の積立額を造成する計画である。

VI. 企業の成長・雇用創出を後押しする IP インフラを構築する。

・韓国の特許審査処理期間は世界最高水準（10 カ月）であるが、審査への投入時間が不足（*）しているため、審査品質は比較的に低いレベル（**）にとどまっている。

* 1 人当たりの特許審査処理件数（2016）：（韓国）217、（日本）171、（米国）77、（中国）68、（欧州）58

** 特許無効審判の認容率（%、2016）：（韓国）49.1、（日本）25.1、（米国）28.5（2012.9～2016）

・これを改善するために、特許審査人材を増員し、審査官の審査への投入時間を適正化（*）し、公衆審査（**）、審査官による協議審査なども拡大する。さらに人工知能ベースの特許行政情報システム（知能型 IP 検索・相談・翻訳）を構築（2019～2023）し、審査の効率および品質を高めていく計画である。

* 特許審査 1 件当たりの投入時間（時間）：（2018）13.0→（2020）17.4→（2022）20.0

** 産業現場の技術情報と知識を審査に活用

・中小企業の技術保護システム強化に向けた制度改善および専門人材の補充も推進する。

政府が直接、技術・アイデア奪取行為に対する調査・是正勧告、知的財産権の侵害捜査を実施するための法整備（*）および専門人材の拡充を推進し、優越的地位者などによる悪質な特許・営業秘密侵害が発生すれば、損害額の最大 3 倍までと損害賠償責任を拡大する懲罰賠償制度も導入する計画である。

*アイデア奪取・営業秘密侵害に対する調査、特許・デザイン・営業秘密侵害罪の捜査など（法案を国会に提出）

- ・キャリアが途絶えた女性、低所得層などを採用して「オンライン模倣品在宅モニタリング団」も運営（2019年100人→2022年200人）する。また、政府R&Dにおける特許連係技術開発（IP-R&D）の導入を拡大し、大型R&D事業団（50億ウォン以上）が特許専門官を採用するなどして470人の雇用を創出する計画である。

特許庁次長は「S&P 500企業が保有する無形資産の割合が87%に達するなど、無形の経済の時代が到来しているなか、知的財産の重要性は増している」とし、「今回の対策に盛り込まれた知的財産を活用した青年雇用事業、スタートアップ・中小企業への支援事業などを滞りなく推進し、民間での良質の雇用創出を拡大し、革新成長を後押しするために万全を期したい」と述べた。

2-8 審査官の増員が特許品質の改善につながる

韓国特許庁（2018.9.13）

韓国特許庁は特許審査官を2017年に30人、2018年には16人増員するなど、特許審査官の増員に努力してきた。その結果として審査結果に対する出願人の受容度が向上（*）するなど、審査品質に改善効果が現れている。

*審査結果（拒絶決定）に対する出願人の受容度（%）：（2016）91.9→（2017）93.2
→（2018.6）93.5

受容度とは、審査官の拒絶決定に対し、審判請求をせずに受け入れること

過去、特許庁は20カ月程度の審査処理期間（*）を短くするために、あらゆる行政力を注ぎ、審査品質の改善には力を入れることができなかった。しかし、2015年に10カ月の審査処理期間が定着し、特許1件当たりの審査投入時間を増やすなど、審査品質の改善に取り組んでいる。

*審査処理期間（カ月）：（2010）18.5→（2012）14.8→（2014）11.0→（2016）10.6→
（2018.6）10.4

米国など主要国の特許庁も自国企業の競争力を強化するために、特許品質を向上させる政策に取り組んでいる。中国は習近平国家主席が特許審査の品質や効率性向上の注文を

つけ、10年前は2～3千人に過ぎなかった特許審査官を1万人以上に増員するなど、自国の技術革新と知的財産権保護への投資を惜しまない。

- * (米国) 特許庁審査官数 (人) : (2006) 4,779 → (2017) 7,961 (1.7倍に増加)
- * (中国) 特許庁審査官数 (人) : (2006) 2,046 → (2017) 11,421 (5.6倍に増加)
- ※ (韓国) 特許審査官数 (人) : (2006) 714 → (2017) 866 (1.2倍に増加)

特許庁は今後も、より多くの専門人材を審査官に補充していく予定である。最近、特許庁が補充した審査官の77.3%は修士号を取得した優秀な理工系人材であり、63.6%は女性審査官(*)である。質の良い雇用創出という観点から見れば、キャリアが途絶えた女性科学者、研究や現場での経験が豊富な理工系人材の持つ専門性を、審査官として活用できるため、意義深いといえるだろう。

*新規採用した人材は2017年6人、2018年38人、そのうち修士号・博士号は34人、女性は28人

特許庁特許審査企画局の局長は「革新成長を主導する強い知的財産の創出は、高品質の審査サービスから始まる」とし、「審査人材を増員し、迅速かつ正確な特許審査が行われるように努力しており、女性科学技術者など優秀な理工系人材を中心に人材を補充して、質の良い雇用創出を掲げる政府の国政の方向に合致するように努力したい」と述べた。

2-9 特許庁、知的財産 (IP) を基盤とする起業・投資を活性化するための「IP 創業デモデー」を開催

韓国特許庁 (2018.9.14)

韓国特許庁は、地域所在のスタートアップに知的財産 (IP) を中心とする投資誘致の機会を提供するために、14日 (金曜) 午後2時30分、板橋 (パンギョ) テクノバレー (京畿道城南市) で「2018年 IP 創業デモデー」を開催すると発表した。

「IP 創業デモデー」とは、特許技術の価値評価と投資誘致に対するメンタリングを受けた、IP に特化したスタートアップが投資家に企業の技術力とその価値を公開する場である。

今回のイベントでは人工知能 (AI)、モノのインターネット (IoT) といった第4次産業革命関連技術、ライフスタイル、化学バイオ、情報通信など、さまざまな分野から選ば

れたスタートアップ9社の代表が、投資家の前で特許技術の価値評価の結果と企業の価値について説明する予定である。

また、イベントに参加する一般の人が聴衆審査団となり、発表した企業に仮想で投資する予定であるため、スタートアップは保有技術や製品に関する市場の反応も確認することができる。

特許庁次長は「今回のイベントが、スタートアップが保有する特許や技術の価値を正しく評価してもらい、知的財産ベースの投資が活性化する契機になることを期待している」とし、「今後も特許庁は、知的財産ベースのスタートアップが持続的に成長できるよう、支援を惜しまない」と述べた。

起業や投資に関心のある人なら誰でも参加でき、投資誘致のためのスタートアップの発表、参加者間のネットワーキングなどは全部、無料となる。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 「技術奪取を根絶」... 中小企業ベンチャー部、技術侵害調査の専門人材を採用 電子新聞 (2018.9.2)

中小ベンチャー企業部（以下、中企部）は今年12月に行われる中小企業技術保護支援に関する法律（中小企業技術保護法）改正案の施行に合わせ、デジタルフォレンジックの専門家など、技術侵害調査の専門人材を採用する予定である。技術侵害事件の行政調査権限が与えられ、中企部内に独自の技術侵害事件調査チームを設けるためである。

中企部によると、技術侵害事件調査チームはデジタルフォレンジックの専門家、弁護士、弁理士、捜査経験者などからなり、二つのチームが作られることが分かった。チームは中企部の所属となり、中企部は専門家の特別採用を行うために、現在、行政安全部と人材配置の規模などについて協議中である。

中小企業技術保護法改正案は、中企部に技術侵害事件の行政調査権限を付与するという内容が骨子である。中小企業に対する技術奪取・盗用事件が発生すると、中企部は報告を受けて現地調査を行い、是正勧告を出すこともできる。これまで中企部の役割は法律の専門家による諮問・相談や諮問費用支援などに限られてきたが、法改正により役割が拡大することになった。

改正案が施行されれば、技術侵害の被害を受けた中小企業は、中企部、地方中小企業庁、大・中小企業農漁業協力財団などに報告すれば良い。その後、中企部はその内容を検討し、下請法違反の疑いがあれば、公正取引委員会に、特許侵害の疑いがあれば、特許庁などの関連機関に迅速に移管する。

中企部の所管事項であれば、報告した中小企業から事件内容と証拠を確保し、侵害企業に公文書を送り、調査チームが調査を行う。調査後は、専門家からなる技術侵害審査委員会で侵害の当否について検討する。侵害が確定すれば、中企部は侵害企業に是正勧告を出し、勧告に従わなければ、インターネットや報道機関に侵害企業の関連情報を公開する。

中企部の関係者は「一部では是正命令や罰則規定なしで勧告だけでは強制力が弱いとの声も上がっているが、支援法であるため、罰則規定などを直ちに反映することは困難である」とし、「改正案の施行後、実効性を確認し、是正命令や罰則規定、さらに特別司法警察権の導入も検討する予定だ」と述べた。

中小企業が被る技術奪取被害の根絶は、中小ベンチャー企業部長官が推し進める政策 1 号である。

これからは、大企業による横暴が中小企業の成長の足かせとならないようにし、中小企業の技術に対する正当な評価が行われる環境を整えるという趣旨である。

技術奪取事件に対する中企部の行政調査権限の確保とともに、技術任置制度の活性化、技術奪取に対する懲罰的損害賠償制度、技術奪取事件の立証責任の転換なども推進している。中企部の主導で産業通商資源部、最高検察庁、公正取引委員会、警察庁、特許庁が参加する部処の枠組みである「技術奪取の根絶に向けたタスクフォース (TF)」も立ち上げ、技術奪取を根絶する対策を策定した。

最近では、政府傘下の公共機関と技術盗用の紛争に巻き込まれたスタートアップに技術保護支援班を派遣し、法律に関する諮問を行った。

先月 31 日には COEX で大・中小企業農漁業協力財団と共同で、中小企業技術保護カンファレンスも開催した。大・中小企業の役職員と技術保護専門家など約 300 人が参加し、技術奪取の根絶に関する政策および大・中小企業の技術保護に関する優秀事例などを共有した。

中企部の技術人材政策官は、「技術奪取は犯罪と認識すべきだ」とし、「大企業が中小協力会社のアイデアを保護し、そのアイデアを大企業の資本力と技術力に結合して共生する『開放型イノベーション』を起こす時期に来ている」と述べた。

3-2 特許庁、「米中間の技術覇権戦争と知的財産保護政策」と題する国会政策討論会を9月5日に開催

韓国特許庁（2018.9.5）

- 技術覇権競争時代の生存戦略、知的財産保護強化の方向について模索 -

国会産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（以下、産資中企委員会）の幹事議員3人（イ・オンジュ、イ・ジョンベ、ホン・イラク）と特許庁が共催し、韓国知識財産保護院が主管する「米中間の技術覇権戦争と知的財産保護政策」と題する国会政策討論会が9月5日、午前9時20分から国会議員会館（第1小会議室）で開催された。

今回の政策討論会は、米中貿易戦争について技術覇権を確保するための知的財産という観点から考察し、韓国経済の生存戦略については知的財産の保護や執行制度の強化を中心に模索するために開かれた。

特に、最近、増えている技術奪取・流出問題の本質は知的財産にあることを確認し、知的財産が革新成長の重要なインフラとして機能するための保護政策・執行政策の改善策について官民の専門パネリストが議論を深めた。

政策討論会に参加した国会議長は「最近の米中貿易戦争は世界経済をめぐる覇権争いを繰り広げるG2による予告された力比べ」とし、「半導体、自動車、ディスプレイといったコア技術の海外流出防止対策が喫緊の課題となっている韓国が、G2の知的財産権をめぐる対立から学ぶことは多い」と祝辞を述べた。

産資中企委員会の委員長も「第4次産業革命時代において革新的なアイデアと技術を知的財産として保護することが国家競争力のカギを握る」としつつ、「米中技術競争からも分かるように、知的財産保護を強化することで、技術大国としての存在感を高めなければならない」と祝辞を述べた。

続き、討論会の共同主催者、イ・オンジュ議員は「知識と情報が競争力の源泉である第4次産業革命時代を迎え、知的財産保護の重要性が増している」とし、「この討論会が国内技術の海外流出を防ぐ契機になることを期待している」と訴えた。

また、イ・ジョンベ議員は「これまで米国は自国の技術覇権を維持するために、特許フレンドリー政策など、知的財産保護を強化することで、競争国を牽制してきた」としつつ、「韓国もグローバル競争に勝ち抜くためには、技術革新を起こして源泉・標準技術を先取りし、それを知的財産として保護することが何より重要だ」と述べた。

さらに、ホン・イラク議員は「知的財産保護を先進国のレベルまで引き上げなければならない」と強調し、「悪質な特許など、知的財産権侵害に対する懲罰的損害賠償、被害者の立証責任の緩和など、国会で審議中の改正案を早く成立させるべきだ」とし、国会が役割を果たすように促した。

最後に、特許庁次長は「米中間の技術覇権競争から見るように、主要国は知的財産の確保を国の成長戦略の重要な手段として積極的に活用している」と強調し、「この政策討論会を機に、強くて柔軟な方向へと知的財産保護のパラダイムシフトが起こり、知的財産が革新成長の基盤となることを願っている」と述べた。

今回の討論会では、「歴史・経済から見た米中間の技術覇権競争」、「米中間の技術覇権競争、中国政府の対応戦略」、「革新成長と知的財産保護戦略」のテーマで発表が行われた。

第一に、韓国経済新聞の論説・専門委員が先進国と後発国との技術競争を歴史・経済面から掘り下げ、米中間の競争に対する中長期的な展望を提示した。

彼は、最近、ホワイトハウスが発表した報告書（*）を引用し、中国が米国をはじめ、世界経済に及ぼす影響、中国がどのように米国などの先進国の技術や知的財産権を奪取しているかについて紹介した。

*How China's Economic Aggression Threatens the Technologies and Intellectual Property of the United States and the World

第二に、成均館大学中国大学院の教授が米中間の技術覇権競争における中国政府の対応戦略について、知的財産の観点からまとめた。

教授は、米国の対中関税賦課が「中国製造 2025」の技術分野に集中しているとして米中貿易戦争の本質は技術戦争だと訴えた。また、投資の増加率、特許出願件数などの指標を活用し、米中の技術力の差について分析する必要があるとあり、現在、米中で 5G 技術標準をめぐる競争が激化していると評価した。

最後に、国家知識財産委員会の知識財産振興官が革新成長に向けた知的財産保護戦略について発表した。

振興官は、米国、日本など主要国の知的財産政策の動向、国家知識財産委員会が発表した第2次国家知識財産基本計画および2018年度施行計画の主要内容を紹介した。

続き、損害賠償の現実化、特許庁の行政調査および是正勧告の強化など、弱くて硬直な保護から強くて柔軟な保護へのパラダイムシフトを起こす政策の方向を提示した。

発表後の討論および質疑応答では成均館大学法科大学院の教授が座長を務めた。「キャリア・アンド・スカウト」の代表と「考えを示すエンターテイメント」の代表が、営業秘密および製品形態の保護の必要性について、実際の事例を交えながら企業の立場から政策提言を行い、企業紛争研究所の弁護士、中央大学産業セキュリティ学科の教授、知識財産研究院の研究本部長がパネリストとして参加し、知的財産保護に関する各テーマの争点について議論した。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 デザイン権利保護はこのように！

韓国特許庁（2018.9.12）

- 特許庁、ソウル・釜山・大邱・光州を巡回する「デザイン保護フォーラム」を開催 -

韓国特許庁はソウルデザイン財団、釜山デザインセンター、大邱慶北デザインセンター、光州デザインセンター、金大中コンベンションセンターと共同で、9月14日（金曜）から地域を巡回する「デザイン保護フォーラム」を開催すると発表した。

特許庁はソウルデザイン財団および各地域のデザインセンターと協力し、2014年から毎年、地域を巡回するデザイン保護フォーラムを開催している。フォーラムではデザイン権利保護に対する地域の中小・ベンチャー企業および初期起業者の意識を高め、デザイン権利化に関する有益な情報を提供している。

今年のデザイン保護フォーラムは、各地域のデザインセンターの需要と地域に特化した産業の関係者にとって必要なテーマを選定して行われる。

特に、初のイベントである光州デザイン保護フォーラムは、「2018 光州 ACE ペア (9. 13 ~9. 16)」と連携して開催することで、両イベントの相乗効果を図る。

*ACE ペア (Asia Content&Entertainment Fair) : アジア総合文化コンテンツ博覧会
<地域フォーラムのテーマ>

①光州 (9. 14) : キャラクターデザインの法的保護策

②ソウル (9. 19) : ユニバーサルデザイン (*) のデザイン保護

*ユニバーサルデザイン (Universal Design) : 製品、施設、サービスなどを利用する人が性別、年齢、障害、言語などにより制約を受けないようにデザインすること (普遍的設計)

③釜山 (11 月予定) : 起業準備者・初期起業者の成功のためのデザイン保護対策

④大邱・慶北 (11 月予定) : 第 4 次産業革命時代におけるデザイン保護の新たな課題

今回のイベントではデザインの開発と起業、産業別・物品別デザイン保護戦略などの実例に加え、デザイン創作者なら知っておくべき効果的なデザイン保護策、デザインマップによる先行デザイン調査などについての紹介が行われる。

また、現場でのデザイン保護制度に関するさまざまな意見聴取、デザイン権利化情報に関する質疑応答の時間も設けられる。

デザイン権利保護に関心がある人なら、誰でも無料で参加できる。参加者全員にはデザイン出願および侵害対応方法について分かりやすく説明した「デザイン保護ガイドブック」を贈呈する。

特許庁商標デザイン審査局の局長は「今回のフォーラムが、競争力のある地域の中小・ベンチャー企業などがデザイン権利化戦略を理解・活用できる良い機会になる」と期待を寄せ、「今後も特許庁は、デザイン権利保護の環境整備に向け、地域のデザインセンターなどとの協力を強化していきたい」と述べた。

2018 デザイン保護フォーラムは 9 月 14 日、光州金大中コンベンションセンター (2 階) を皮切りに、9 月 19 日にソウル (東大門 DDP)、11 月に釜山 (釜山デザインセンター)、大邱 (大邱慶北デザインセンター) の順で開催される。

その他一般

5-1 発明者が造船の未来!

韓国特許庁 (2018.9.13)

- 発明者、「造船海洋の日 (9.14)」に特許庁長賞を受賞する-

特許庁が直近5年間(2013~2017年)の造船分野(IPC B63(*)基準)に関する特許出願件数を集計した結果、2014年に3,692件とピークを迎え、2017年には1,833件となり、2014年に比べて半減したことが分かった。

*船舶関連国際特許分類

韓国の造船大手3社である現代重工業、サムスン重工業、大宇造船海洋の特許出願件数は、2014年の2,558件から2017年には961件となり、2014年に比べて3分の1に減少し、今年上半期も287件となり、減少傾向が続いている。

その理由として大手3社の特許担当者は、造船業界全体が不況をさまようことに伴う研究開発(R&D)や特許管理予算の削減、リストラによる発明者(人材)の減少、権利行使と紛争に備えた選択と集中などを挙げている。

実際、現代重工業と大宇造船海洋の昨年の特許出願件数は、それぞれ252件、251件と2014年の27%、34%にとどまっている。

特許庁次世代輸送審査課の課長は「今年上半期における造船分野の特許出願件数は719件と、昨年上半期(797件)に比べてやや減少している」とし、「韓国の造船産業の成否は技術競争力にあり、技術競争力を確保するためには発明者を優遇し、育成しなければならない」と強調した。

特許庁では造船分野の発明者、特許有功者、造船分野に携わる人材の士気と発明意識を高めるために、2012年から毎年、「造船海洋の日」に特許庁長賞を授与してきた。

また、特許庁は韓国造船海洋プラント協会、韓国造船海洋機材研究などと覚書(MOU)を交わし、「特許技術分科委員会」、「造船海洋審査協議体による公衆審査」を行っている。さらに、「造船特許研究会」の運営、「IP-R&D戦略セミナー」の開催、「国際造船海洋産

業展」で特許に関する広報活動を行い、相談ブースも運営するなど、継続的に支援を進めている。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/>をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、ジェトロソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：ジェトロソウル事務所 知財チーム